

亀山市告示第65号

亀山市納涼事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月18日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市納涼事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市納涼事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第53号）の一部を次のように改正する。

第4条中「納涼事業に要する総経費の5分の4以内の額とし」を「補助の対象となる事業に要した費用の額の5分の4に相当する額を限度として」に改める。

本則に次の2条を加える。

（補助金の終期）

第6条 補助金の終期は、平成29年3月31日とする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則に次の1項を加える。

（失効）

3 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成27年度分の補助金の交付から適用する。